

## 【アメリカ】ウクライナのための結集—避難民の臨時入国許可制度—

海外立法情報課 中川 かおり

\* 2022年4月21日、ウクライナ避難民のための臨時入国許可制度である「ウクライナのための結集 (Uniting for Ukraine)」が公表され、同月25日に運用が開始された。

### 1 背景

ロシアの軍事侵攻により、多くのウクライナ人が主として欧州諸国に避難したが、一部は米国にも避難した。そこで、国土安全保障省市民権移民局 (USCIS of DHS) は、2022年4月19日に、一時保護資格 (TPS)<sup>1</sup>の対象国にウクライナを追加し、既に米国に滞在する者に対する、退去強制からの一時保護及び就労許可の付与を公表し、運用を開始した<sup>2</sup>。避難民は、同月11日までに米国に到着し、かつ同月19日以降継続して滞在することを条件に、18か月間 (2023年10月19日まで) 米国に滞在することができる。他方、大統領は、2022年3月24日に、欧州諸国等に逃れた避難民のうち10万人を米国が引き受けると表明した<sup>3</sup>。この目的で、DHSは、4月21日、ウクライナ避難民のための臨時入国許可 (Parole)<sup>4</sup>制度である「ウクライナのための結集 (Uniting for Ukraine)」を公表し、25日に運用を開始した<sup>5</sup>。この制度は、DHSが、在米の保証人を得られる避難民に「緊急の人道上の根拠又は重大な公益」を認める場合に、裁量的に2年以下の臨時入国許可を付与するものである。この制度の概要とその後の手続を紹介する。

### 2 臨時入国許可制度の概要

#### (1) 受益者の要件

- ・米国外にあり、2022年2月11日時点でウクライナに居住し、侵攻を理由として避難するに至った、有効な旅券を有するウクライナ市民及びその近親 (以下「市民等」) であること。近親には、その市民の非市民の配偶者若しくは事実婚のパートナー又はその市民の21歳未満の未婚の子<sup>6</sup>が含まれる。
- ・市民等に対して資金援助を行うことが可能な、在米の保証人が存在すること。
- ・経歴情報 (氏名、生年月日、住所移動履歴、職歴等) 及び生体認証情報 (指紋等) による犯

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年6月8日である。

<sup>1</sup> 8 U.S.C. § 1254a.

<sup>2</sup> U.S. Citizenship and Immigration Services, Department of Homeland Security, “Designation of Ukraine for Temporary Protected Status,” 87 Fed. Reg. 23211 (April 19, 2022).

<sup>3</sup> この10万人には、①人道的な臨時入国許可の付与により、メキシコ国境から既に米国に入学した1万5000人、②ウクライナ人を含む、旧ソ連の宗教的少数者を対象とする難民の再定住プログラムにより、欧州で申請待ちをしている1万8000人を含むとされ、これらだけでも枠の3割超を占めることから、上方修正の可能性があるとされる。また、米国での滞在期間につき、2年以下では短いとの指摘もある。“Let them in,” *Washington Post*, April 25, 2002.

<sup>4</sup> 8 U.S.C. § 1182(d)(5)(A).

<sup>5</sup> Department of Homeland Security, “Implementation of the Uniting for Ukraine Parole Process,” 87 Fed. Reg. 25040 (April 27, 2022) <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-04-27/pdf/2022-09087.pdf>>; “Uniting for Ukraine,” 05/27/2022. USCIS website <<https://www.uscis.gov/ukraine>>

<sup>6</sup> 子は、親等と共にいることが、この制度の下で保護されるための条件である。児童が1人で米国に渡航する場合には、まず、人身取引等からの保護のために、保健福祉長官の監護の下に置かれる (合衆国法典第8編第1232条)。中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—被害者の保護を中心に—」『外国の立法』No.287, 2021.3, pp.26, 39-47. その後、別の様式 I-131 (渡航申請文書) に基づき臨時入国許可を申請することになる。

罪歴調査等の審査に通ることができること。

## (2) 保証人の要件

・米国における合法的な滞在資格を有する者、臨時入国許可を受ける者、退去強制延期措置を受ける者<sup>7</sup>等であること。

・十分な資力を有すること。市民等に資金援助すべき事項として、①安全で適切な住居、②就労許可取得等のための書類準備、③医療、④児童の学校登録等が例示される。

なお、様式 I-134 (資金援助の宣言) は個人の保証人の署名を求めているが、①複数の保証人が 1 人の市民等を援助することも、②組織又は団体が 1 人の市民等を援助することも可能であり、他の保証人や組織の情報は、様式と共に提出される証拠の一部とされる。

## (3) 審査手続

・保証人は、myUSCIS と呼ばれる個人用アカウントを開設し、これを通じて USCIS に様式 I-134 を提出し、これに、自身の資力情報及び経歴情報、資金援助の対象者となる予定の市民等の経歴情報及び連絡先 (電子メール等) を含める。

・保証人に十分な資力があり、かつ経歴情報に問題がないと判断される場合には、市民等は、USCIS から電子メール等で連絡を受け、指示に従い myUSCIS を開設し、そのアカウント上で自らの経歴情報を確認し、ワクチン接種済<sup>8</sup>及び 2 歳以上の全ての者は結核検査済を証明する。市民等の確認を経た経歴情報は、myUSCIS から DHS の税関国境警備局 (CBP) に送付され、国家安全保障・法執行データベースである自動標的システム (ATS)<sup>9</sup>と照合される。

・これらの審査が完了し、及び渡航の事前許可が承認されると、市民等は myUSCIS を通じて通知を受け取る。渡航の事前許可は、市民等が、臨時入国許可の審査を受けるために米国に渡航するためのもので、90 日間有効である。ただし、渡航の事前許可は、臨時入国許可の付与を保証するものではない。市民等は、自ら米国への渡航を手配し、及びその費用を支払う。

・米国の入国審査場に到着した市民等は、「緊急の人道上の根拠又は重大な公益」につき、CBP による事案に応じた裁量的な審査を受け、臨時入国許可により 2 年以下の滞在を認められ得る。

## 3 臨時入国許可後の手続等

・臨時入国許可を認められた市民等は、USCIS に就労許可を申請することができる。この申請は、様式 I-765 (就労許可申請) の提出と共に手数料を支払い、又はその免除を申請して行う。

・市民等は、様式 I-765 を用いて、USCIS に社会保障番号 (SSN)<sup>10</sup>の申請を行うことが推奨される。USCIS は、受理した申請データを電子的に社会保障局 (SSA) に送付し、SSA が、当該市民等に対して SSN を割当て、及び社会保障カードを郵送する。

・市民等は、30 日を超えて米国に居住する場合には、連邦政府に住所を報告し、また、住所変更の場合には、10 日以内に新住所を報告する義務がある。

・市民等の臨時入国許可は、①渡航の事前許可を入手することなく米国を出国する場合又は②当該許可の期間が終了する場合に自動的に終了し、③連邦法違反等の場合にも終了され得る。

<sup>7</sup> オバマ大統領 (当時) が 2012 年に運用を開始した児童期入国者退去強制延期措置 (DACA) は、その 1 例である。

<sup>8</sup> 2022 年 4 月 27 日現在、接種済証明が求められているのは、第 1 回目の麻疹、ポリオ及び新型コロナウイルスのワクチンであるが、今後の公衆衛生上の状況変化により、変更があり得る。

<sup>9</sup> 国境を越える旅行者、貨物等につき、リスク評価等による、国境の保全、安全な輸送等の実現を目的とする。

<sup>10</sup> SSN は、米国で就労許可を有する者に割り当てられ、その給与を連邦政府に報告するため、及び社会保障給付の適格性を審査するために用いられる。